

# 届出の加入・脱退等の届出を忘れずに！

## 退職者医療制度とは？

長い間会社や役所などに勤め、厚生年金保険や共済組合、船員保険などから年金を受けられる人が、退職して国保（国民健康保険）に加入した場合は、その人とその家族（被扶養者）は「退職者医療制度」の対象となります。

### 被扶養者となる人

被扶養者とは、退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

- 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等内の親族、または配偶者の父母と子。
- 国保の加入者で、老人保健の適用を受けていない。
- 年間の収入が130万円未満（60歳以上、または障害者の場合は年収180万円未満）。

### 退職被保険者（本人）

- ①国保に加入している（または、これから加入する）。
- ②老人保健の適用を受けていない。
- ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられ、その加入期間の合計が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある。



## こんなときは必ず14日以内に届出を！

	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき 他の市区町村の転出証明書
職場の健康保険を脱退したとき 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき 被扶養者でない理由の証明書	職場の健康保険を脱退した証明書
子どもが生まれたとき 保険証、母子健康手帳	被扶養者でない理由の証明書
生活保護を受けなくなったとき 保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
外国籍の人が国保に加入するとき 外国人登録証明書	外国人登録証明書
国保を脱退するとき	他の市区町村に転出するとき 保険証
職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき 国保の被保険者が死亡したとき 生活保護を受けるようになったとき 外国语の人が国保を脱退するとき 保険証、死亡を証明するもの 保険証、保護開始決定通知書 保険証、外国人登録証明証	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
その他	退職者医療制度の対象者となったとき 同じ市区町村で住所が変わったとき 世帯主や氏名が変わったとき 世帯が分かれたり、いっしょになったとき 保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき） 保険証、年金証書 保険証 身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）



■ 他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元の国保に加入することができます。

この場合、申請により<sub>学</sub>保険証が交付されます。

■ 手続きに必要なもの

（ア）国保の保険証  
（イ）在学証明書  
（ウ）印鑑

※ 転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

■ 他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元の国保に加入することができます。

この場合、申請により<sub>学</sub>保険証が交付されます。

■ 手手続きに必要なもの

（ア）国保の保険証  
（イ）在学証明書  
（ウ）印鑑

※ 転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

## 出稼ぎや長期旅行をするときに<sub>遠</sub>保険証

出稼ぎや長期旅行などで別々に生活するため、一枚の保険証では保険給付を受けることが困難な場合、申請によりもう一枚の保険証（<sub>遠</sub>遠隔地被保険者証）の交付が受けられます。

## 高齢者の医療が変わります

75歳以上の高齢者など（65歳以上の寝たきりの方などを含む）を対象とする新たな医療制度が平成20年4月からスタートします。

## 国民健康保険の任意給付（葬祭費）の支給額が変わります

平成18年10月号の広報みなみりくで既にお知らせしていましたが、国民健康保険の任意給付として行っている葬祭費の支給額が、社会保険

詳しくは、宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎(022)266-1021にお問い合わせください。わせいただくか、ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.miyagi.jp/kkh-iryou/>

## 国民健康保険に関するお問い合わせは

市民税務課  
医療給付係  
☎46-1373  
歌津総合支所  
住民生活課 住民係  
☎36-3924